

千葉市告示第667号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当する者を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3の規定により告示します。

令和2年8月18日

千葉市長 熊谷俊人

施 術 者		施 術 所		指定年月日
氏 名	住 所	名 称	所 在 地	
長谷川 さよ	(省略)	ききょう訪問鍼灸マッサージ	千葉市稲毛区小仲台 6-5-12 メイソン植草D棟103	令和2年7月1日